

令和6年度
監査等計画

石狩市監査委員

令和6年度 監査等計画

令和6年3月25日
石狩市監査委員決定

1 基本方針

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、石狩市監査基準に基づき、事務の管理及び執行について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とし、次の点に留意して行います。

- ・監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で実施します。
- ・監査等を実施する過程において、発生原因を考察し、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行うなど、再発防止へ向けて積極的な対処に努めます。
- ・監査等の実効性確保のため、指摘事項等に対するフォローアップを行います。
- ・監査等に関する情報について、ホームページなどにより市民に発信します。

2 実施方法

監査等は、次のとおり行うこととし、具体的な内容は実施計画等において別に定めます。

(1) 監査

① 定期監査（地方自治法（以下、「法」）第199条第1項及び4項）

ア 監査期間

（前期） 令和6年5月から8月まで

（後期） 令和6年9月から令和7年2月まで

イ 監査範囲

前期・後期ともに全部局、支所、会計管理者を対象に実施することを基本とし、後期には市立学校も対象とします。

また各期において次の年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象とします。

（前期） 令和5年度

（後期） 令和5年度及び令和6年度（4月～8月）

ウ 監査項目

収入事務、支出事務、契約事務、その他の事務を基本とし、リスクの内容及び程度を評価のうえ、前期・後期それぞれで監査項目を設定します。

エ 報告及び公表

（前期） 8月下旬

（後期） 3月下旬

オ 共同設置機関の監査の実施

本市が他の地方公共団体と共同設置する北石狩公平委員会に係る財務事務に対する監査について、これを定期監査に併せ実施し、その結果を同委員会を構成する他の地方公共団体の長に提出します。

② 財政援助団体監査（法第199条第7項）

ア 監査期間

令和6年5月から8月まで

イ 監査範囲 ※令和6年4月1日現在の名称を記載

令和5年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象とします。

なお、対象とする団体については、財政援助の額の大きさ、補助の目的、監査実績等を勘案し選定します。

併せて所管部局も対象とします。

団 体 名 公益財団法人石狩市スポーツ協会

補助金等の名称 公益財団法人石狩市スポーツ協会拠出金

所 管 部 局 健康推進部（スポーツ健康課）

ウ 報告及び公表

8月下旬

③ 公の施設の指定管理者監査（法第199条第7項）

ア 監査期間

令和6年8月から令和7年2月まで

イ 監査範囲 ※令和6年4月1日現在の名称を記載

令和5年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象とします。

なお、対象とする指定管理者については、公の施設の種類及び指定期間等を勘案し選定します。

併せて所管部局も対象とします。

（その1）

指定管理者 株式会社あい風

公の施設名 あいろーどパーク

所 管 部 局 産業振興部（観光課）

（その2）

指定管理者 石狩市公務サービス株式会社

公の施設名 斎場、石狩市花川南コミュニティセンター

所 管 部 局 環境市民部（環境課、広聴・市民生活課）

（その3）

指定管理者 株式会社ラルグ

公の施設名 望来コミュニティセンター

所 管 部 局 環境市民部（広聴・市民生活課）

（その4）

指定管理者 公益財団法人石狩市スポーツ協会

公の施設名 多目的スポーツ施設、B & G海洋センター、浜益スポーツセンター

所 管 部 局 健康推進部（スポーツ健康課）

- ウ 報告及び公表
3月下旬

(2) 検査

① 例月出納検査（法第235条の2第1項）

- ア 検査日
原則として毎月25日。
なお、概ね1週間前から事前の検査を行います。
- イ 検査範囲
前月分の出納を基本とし、必要に応じ、他の月も対象とします。
- ウ 報告
毎月末

(3) 審査

① 決算審査及び基金の運用状況審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項、法第241条第5項）

- ア 審査期間
6月中旬から8月中旬まで
- イ 意見の提出
8月下旬
※ただし、議会の会期等により日程を変更する場合があります。
※令和5年度は、資金運用を目的とした基金の設置はありません。

② 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

- ア 審査期間
7月下旬から8月中旬まで
- イ 意見の提出
8月下旬
※ただし、議会の会期等により日程を変更する場合があります。

③ 入札監視審査（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第21(2)）

- ア 審査期間
8月下旬から10月中旬まで
- イ 報告
10月下旬
※関係部局との調整のうえ、日程を変更する場合があります。

(4) その他の監査

行政監査、随時監査、市長の要求に基づく監査及び住民監査請求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施します。